

令和5年度事業目標

1 協会の基本方針について

政府は新型コロナウイルスの感染症法上の分類を、本年5月より「2類相当」から、季節性インフルエンザと同等の「5類」に移行する方針を示している。新型コロナウイルス感染症と対峙して3年が経過する中、福祉に携わる者として昼夜を分かたず業務を遂行し、第7波から第8波にかけては、職員や利用者の感染及び家族内感染等による濃厚接触者の影響も受け、勤務者が減り事業の続行に大きな影響を受けることとなった。

季節性インフルエンザは概ね冬季に流行するが、新型コロナウイルスは過去3年間季節を問わず年間を通して大規模感染を繰り返してきたことから、「5類」に移行してもこれまでの感染リスクに変わりはない。ウイルスの新たな変異株の発生等も想定されることに加えて、分類移行に伴う自宅待機等の行動制限が無くなることで、職場でのクラスター感染や市中感染が今後も高いレベルで発生する可能性があると推測される。しかしながら、「5類」への移行については、日本経済に大きなダメージを与えている現状を考えると致し方のないことであり、基本的にはウィズコロナで経済を回していくことを徹底させる政府の目指す方向性については理解できる。

今後とも当法人の職員一人ひとりが、感染リスクに対する懸念や不安を抱えながらも、施設を利用される子どもたちや高齢者・障害者の日々の生活を守るために持てる英知を結集して全力で取り組んでいかなければならない。

また、当法人を取り巻く福祉環境の現状や中長期を展望すると、現役世代の減少により福祉を支える人的基盤の整備が最重要課題であることは明らかであることから、引き続き人材確保と育成を図りながら、福祉職の魅力を最大限に情報発信していくこととする。

伊賀市社会事業協会が希求する事業経営目標の追求する視点

- ・ 選ばれる福祉事業の追求
- ・ 安心して暮らせる地域づくりへの貢献
- ・ 人材育成と協働できる職場環境の構築
- ・ 持続可能な財政基盤の充実強化
- ・ 新たな福祉事業開発への挑戦

(1) 行政機関との連携

多種多岐にわたる社会福祉事業を实践する当法人は、国、三重県、伊賀市との緊密な

連携を基に、従来、市場システムには馴染みにくい公的な福祉分野に深く踏み込んだ事業を展開してきた。今後とも伊賀市の福祉界の一翼を担いつつ、当法人の存在意義を高めたい。

(2) 地域との連携

広く地域社会からの要望を正しく理解し、地域に支持される福祉事業の構築や、良質な福祉施設の運営を目指す。地域や各種団体等との連携体制の一層の充実を図り、地域の子育て支援の推進や、新たな地域包括支援体制の充実を目指した地域共生社会の実現に向けて取り組む。

(3) 業務改善の必要性と人材確保

福祉分野の労働力不足や人口減少、また働き方改革の影響もあり、当法人における業務改善への取り組みは、緊急を要する状態となっている。職員一人ひとりが、これまで以上に主体性を発揮して業務に取り組んでもらいたいが、いつしか「指示待ち職員」が散見される事態となっている。このような職員意識の停滞は、トップダウンの指示命令を受けながらの業務遂行から脱却できず、「待ちの状態」にあるように思われる。少なくとも、指示命令するだけのトップダウン方式だけの指導ではなく、職員一人ひとりのモチベーションを高め、多様なメンバーを巻き込みながら進めるボトムアップ方式のリーダーシップの発揮が我々に求められている。業務改善に取り組むことで、主体性を発揮できる職員を一人でも多く育成し、各業務レベルで一つひとつ改善を積み重ねていくことで経営の効率化を図りたい。

また、少子化に伴ない福祉分野における新卒学生の採用が年々困難になってきている現状に大きな変化はみられない。保育や介護実習の意義を再確認のうえ実習生を積極的に受け入れ、就職へ繋げていきたい。法人内職員による人材紹介制度も活用しながら、潜在化している保育士や介護士の発掘や、他分野で活躍されている有能多才な方等、中途採用職員も積極的に受け入れることで人材確保に努める。

現在、第二梨ノ木園ではベトナムとインドネシアより外国人介護技能実習生を受け入れているが、梨ノ木園では新たにネパールからの留学生を採用することとなった。今後とも外国人の人材確保のため、各種団体や福祉専門学校等との協力体制を維持し、幅広い受け入れ体制を構築していく。

(4) 労務管理と職員処遇の向上

「衛生委員会」が中心となり、職員の労働環境の整備や魅力ある職場づくりに積極的に取り組むとともに、年次有給休暇の積極的な取得や残業時間の短縮を促す。

パートタイム・有期雇用労働法、いわゆる同一労働同一賃金制度については、社会保険労務士と協議を重ねてより良い方向で制度を定着させているところである。併せて当法人の労務管理上の課題を再検討し、社会や他法人の動向も注視しながら慎重に進めていく。

(5) 危機管理及び安全対策の強化

社会福祉法人が様々な危機に対処するには、各施設における危機管理が重要である。新型コロナウイルス感染が拡大し3年余りが経過するが、未だ終息に至っていない状況である上に、次々に出現する新たな脅威について、常に新しい情報を収集しながら、起こりうる危機状況を想定し対処することで、影響が最小限となるよう防御に努める。

また、各施設における災害・防犯・感染のそれぞれの対策については、社会状況等を確認しながら常に見直しを行ない、体制を整備して利用者の安全確保を徹底する。特に地球温暖化が原因とみられる異常気象が国内外で相次いでいることから、最新のハザードマップに対して、それぞれの施設の位置を再確認しつつ、個々の施設の状況に応じ、災害対応マニュアルの見直し等、事業継続計画の作成及び改修を図る。

(6) 個人情報の取り扱い

情報通信社会の進展に伴ない個人情報の利用が大きく広がっている。施設の利用者や職員等の関係するすべての方々の個人情報の保護について、その有用性に配慮しながら、細心の注意を払い取り扱うものとする。

(7) 虐待防止とハラスメント防止

本年度も不適切なケアについて、虐待防止を考える委員会が中心となり原因を分析し、対策を講じることにより、全施設に虐待防止の啓発を徹底する。また、法人内の各施設における虐待の防止、早期発見、早期対応等の体制やマニュアルの見直しを引き続き行なう。さらに虐待防止等に関わる研修を実施し、基本的人権の尊重や障害者雇用に関する合理的配慮の必要性についての意識を高める。

また、令和元年(2019)6月に職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられた。全施設でハラスメントのない職場にするため、各種ハラスメント研修を実施する。仕事をしていく中で関係する人たち全てが、互いに尊重し合う心を育むよう施設長会等で周知を図り、より良い労働環境を目指す。

(8) 情報発信

社会福祉法人が積極的に活動していくためには、利用者や家族、地域、職員からの信頼や協力が必要不可欠であることから、意見や情報を聴取するとともに、インターネットを有効活用して、積極的な情報の公開及び発信に努める。

(9) 業務効率化

かねてより保育業務支援クラウドサービスや介護業務支援システム等 ICT を活用し、業務の正確性の向上と効率化を図っている。一昨年より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、研修や会議が軒並みオンライン化され、コロナ後を見据えたオンラインによる会議も順調に定着しつつある。今後も働き方の多様性や効率化に対応できるよう、柔軟に対応していきたい。

(10) 財務基盤

定期昇給による人件費の高騰や事業収入減により、施設運営は厳しさを増している。引き続き収入確保対策の強化や、情報収集及び財務分析を正しく行なうよう努める。また本年度も会計監査人と監査契約を締結し、財務基盤の強化を図る。

(11) 児童福祉分野

一昨年4月より伊賀市立の依那古保育所及び依那古第2保育所が統合・民営化され、当法人が「いなこ保育園」としてその運営を引き継いだ。同園では令和3年度(2021)及び4年度(2022)事業で新園舎の建て替え工事を進め、旧依那古保育所跡地に令和5年(2023)2月に完成した。新園舎での保育は本年2月13日から順調にスタートし、卒園児は新園舎で卒園式を迎えることができた。新園舎は平屋建てで保育室と園庭がフラットにつながっており、子どもたちが好きな遊びを見つけ、自由に遊ぶことができる環境である。新しい「いなこ保育園」においても「子どもたちが毎日を楽しみに通う保育園」であり続けられるよう、日々工夫や改善を実践する。

令和5年(2023)4月より開所する放課後児童クラブ「ふえるまーた」は、当法人においてはじめての民設民営の児童クラブの事業である。他施設同様、子どもたちがほっとできる児童クラブを目指しつつ、地域に愛される施設として定着していきたい。

(12) 高齢者福祉分野

昭和56年(1981)4月に開園した特別養護老人ホーム第二梨ノ木園は老朽化が著しい。しかし、現在の場所での建替えは困難であることから、今後の建替事業を視野に入れ、近隣で建設用地の取得を進めている。

盲養護老人ホーム梨ノ木園や老人デイサービスセンターなしのきの利用状況は、年々厳しい状況に直面している。今後もそれぞれの施設の持ち味を発揮し、新規利用者の獲得に努めなければならない。

(13) 障害者福祉分野

かしの木ひろばを利用される重度障害を持つ対象者が減少傾向にある。障害者自身やその家族が求めている利用ニーズを再調査し、より良いサービスを提供することで利用者確保に努めたい。また、児童と成人を対象とした2つの相談事業所を統合し、一体的に支援を行なう「相談支援事業所すきっぷ」は、当事者やその家族が地域生活で抱えている課題や悩みに寄り添い、より良い選択肢を共に考えることで問題解決を目指した事業を展開している。

2 保育園の運営について

保育は、昭和22年(1947)に制定された児童福祉法に基づき、すべての子どもたちの健やかな心身の発達を保障しつつ、女性の社会的活動を支えることを主たる役割としてきた。基本的役割に変わりはないが、例えば、超高齢・人口減少社会の到来、女性就労の増加、就

業形態の多様化、家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感、子育て力・教育力の低下等、変貌する様々な要因が社会的問題となっている。これらのことを背景に、保育所が果たす役割がより重視され、子育て・子育て支援の一層の強化が求められている。

平成30年(2018)4月、改定保育所保育指針が施行されて5年が経過した。また、令和元年(2019)10月より施行された幼児教育・保育の無償化により、さらに保育の社会化が進んだように思われる。当法人では、常に「子どもの最善の利益」を基本として子どもの健やかな育ちの実現へとつながるよう、子どもの保育、子育て支援事業を推進することとする。

(1) 一時預かり・休日保育事業

ア 一時預かり事業実施施設

みどり第二保育園“きらら”、曙保育園“ピッコロ”、
三田保育園・友生保育園・花之木保育園・長田保育園・府中保育園 7施設

イ 休日保育事業実施施設

曙保育園“ハミング”

保護者の就労形態の多様化に対応できるよう、柔軟な発想と適切な体制で取り組んでいく。

(2) 地域子育て支援拠点事業

ア 地域子育て支援センター“すくすくらんど”

みどり保育園で開設し、曙保育園で受け継ぎ28年目を迎える。本年度も新型コロナウイルス感染症等への感染予防対策をとりながら、在宅親子への子育て支援、子育てが楽しくなる諸行事を計画する。また、家庭や専門機関、子育て支援活動を行なう団体、各保育園のミニ子育て支援等と連携しながら、地域の子育て支援情報の収集と提供等に努め、一層の充実を図っていく。

イ 本とおもちゃルーム“ぐるんば”

絵本の読み聞かせや絵本への関心を高めるとともに、子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を広げるような活動を続けていきたい。さらに、絵本ボランティアグループ“もこもこ”の協力を得ながら、伊賀市全体の就学前児童や小学校1・2年生の児童や保護者に利用していただけるよう、内容の充実を努力する。

(3) 障害児保育事業

心身障害児療育保育施設かしのみ園は、開設して38年目を迎える。本年度もかしのみ園を中心に、創設以来一貫して行なってきた早期専門療育システムの一層の充実を図り、個別的専門的療育保育と交流保育・統合保育の有機的連携をさらに促進したい。

ア 保育士、言語聴覚士、臨床心理士、理学療法士、医師及び看護師による発達診断、三重県立子ども心身発達医療センターとの連携による客観的な発達状況の把握に努めながら療育保育を行なう。

イ 感覚統合訓練講師や音楽療法士等による専門的な指導に加え、伊賀児童相談所や伊賀市健康推進課、伊賀市子ども発達支援センター等と連携し、療育保育の資質を高めていく。

ウ 子育て支援“ふれあいらんど”は、開設して19年目を迎える。心身に何らかの障害がある子どもの養育に関わる相談を実施しているが、発達について気になる子、子育てに悩んでいる保護者等への相談、指導、援助を充実させる。また、伊賀市健康推進課の保健師との連携を密にし、在宅親子への支援を行ない、早期からの療育につなげたい。

エ 地域との連携体制の充実を図りながら、併せて障害福祉サービス事業所“かしの木ひろば”や障害者支援施設“梨丘園”と連携し、すべてのライフステージに注目していくものとする。

(4) 放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業

ア 放課後等デイサービス事業所“ヴェルデ ドゥ”

放課後において、障害児が日常生活における基本的動作及び集団活動に適應できるよう、また、生活能力を向上させ社会との交流が図れるよう、適切な指導及び訓練を実施する。

イ 障害児日中一時支援事業所“ヴェルデ”

小学生以上の障害児の昼間における活動の場を確保するとともに、保護者の就労支援及び介護の負担軽減を図るために実施する。児童が楽しみに利用できるよう、充実した内容を検討していく。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が昼間、就労等により家庭にいない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成支援を行なう。また、利用児童の生活が地域での生活と遊離しないよう配慮しながら、安心・安全に留意して子どもたちの自主性と社会性の育成に努める。

ア 放課後児童健全育成事業

- ・ みどり第二保育園所管…児童クラブ“フレンズうえの”“第2フレンズうえの”
- ・ 曙保育園所管…児童クラブ“キッズうえの”（長期休暇中は午前7時30分より開所）“ふたば”
- ・ ゆめが丘保育園所管…児童クラブ“風の丘”（通常利用時は午後7時まで開所）“第2風の丘”（通常利用時は午後7時まで開所）
- ・ 花之木保育園所管…児童クラブ“成和西”“成和東”
- ・ 府中保育園所管…児童クラブ“ウイングうえの”
- ・ いなこ保育園所管…児童クラブ“ふえるまーた”

(6) 食育の推進

- ア 生活や遊びの中で、栽培活動やクッキング等の食に関わる体験を積み重ね、楽しく食べる経験を通して「食を営む力」の基礎を培う食育を実践していく。
- イ からだをしっかりと使って遊び、おいしく食事ができる生活リズムの形成に取り組む。また、家庭と連携を図り保護者の協力のもと、望ましい食習慣を定着させ、心身の健全育成を図っていく。
- ウ 府中保育園とみどり第二保育園、今年度からいなこ保育園においても実施する幼児の完全給食は、子どもにも保護者にも好評である。その成果や課題等について引き続き検証しながら、他園へも導入をすすめていきたい。

(7) 地域交流及び情報発信

ア 地域交流

多様な地域社会とのふれあい活動を積極的に推進し、地域の子育て拠点としての保育園の機能強化を目指す。

- ・ 家庭や地域で希薄になってきている異年齢児とふれあう体験を増やす。
- ・ 小学生・中学生・高校生の育ちのための教育内容にも貢献するために高校生の保育体験、インターンシップ、小・中学生の福祉体験等を受け入れる。
- ・ お年寄りとのふれあい会等を実施し、子どもたちには他人を敬愛し、様々な教えを受ける気持ちが養われるように、また、お年寄りには長年培ってきた知識や経験を、子どもたちと関わる中で活かしていただくものとする。新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な交流事業の実施が難しい状況が続いたが、今後は新たな地域交流の形を模索することとする。

イ 情報発信

- ・ 本年度も、保育園や児童クラブへの理解が地域に浸透していくよう、第38回子どもフェスティバルを開催する。子どもたちが主体的に遊びを体験し、親子共々交流を深める場になる方法での開催としたい。
- ・ “みえ福祉第三者評価”は、平成26年度(2014)から14保育園で順に受審し、2回目となっている。本年度は2施設で受審することとする。職員による自己評価、第三者評価機関による訪問調査等を通して、保育園運営に対する現状把握や気づき、課題や改善点等を職員間で共有し、今後の保育園運営や職員の資質向上に役立てたい。さらに評価結果を保護者や地域の方々に広く周知するため、当法人ホームページ等で公表し、保育園の取り組みを理解していただくようにする。

(8) 安全対策の充実

- ア 園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が続いて発生した。こうした中、保育所等については、令和5年(2023)4月より安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を各施設において策定することが義務付けられることとなった。施設安全推進委員会が中心となって、法人内保

育園の安全に関するマニュアルを見直す形で安全計画の作成をする。

イ 近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震への対応、水害・土砂災害を含む異常気象による自然災害への対応等、各施設の地域・地形等を考慮して、起こりうる災害に対する的確に対応できるよう策定した「非常災害対策計画」を見直し、子どもの生命の安全を最優先とした安全対策をさらに強化していく。併せて各園の防災計画に基づき、安全防災体制の一層の充実を図る。

ウ 施設侵入者等の不審者から子どもの安全を守るため、マニュアルの見直しを行なうとともに、防犯訓練等を継続して行なう。

エ 施設内外の安全管理については、従来から各園で行なってきた安全点検を継続する。また、屋外遊具は、平成 26 年(2014)6 月に、国土交通省が示した「遊具の安全に関する基準(改訂版)」に従って、本年度も専門技術者に点検を依頼するが、日常点検は全職員が確実に実施できるよう努める。

保健衛生感染症対策研究会が中心となり、感染症対策や健康管理について様々な対策を実施している。また、献立検討会・わかば会給食部会では、平成 31 年(2019)4 月に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を十分活用し、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深めていきたい。さらには、嘱託医をはじめ医師会や保健所等専門機関と連携のうえ、あらゆる子どもの健康管理の一層の充実を期す。

(9) 業務効率化推進事業

平成 28 年度(2016)に、曙保育園・中瀬城東保育園・みどり保育園・府中保育園・ゆめが丘保育園の 5 施設に導入した保育支援システムを令和 3 年度(2021)に新システムに切り替え、睦保育園・友生保育園・みどり第二保育園にも導入した。令和 4 年度(2022)には残っていた三田保育園、花之木保育園、長田保育園、ひかり保育園、いなこ保育園の ICT 化が完了し、本年度、成果や課題等について検証しながら全園で保育支援システムの運用を開始する。

(10) 職員研修体制の充実

ア 全保育関係職員を対象とした研修組織わかば会では、令和元年度(2019)より「環境を工夫した保育」に取り組んできた。子どもが主体的に遊びを選び、遊び込める環境(人的・物的)を工夫した上に、「子どもを中心とした保育」を展開するには、まだまだ研究の継続が必要である。伊賀市としても、「伊賀市保育計画」に基づき、「「あ〜楽しかった！」の毎日を保育の根っこに」という理念のもと、保育園全体が、子どもの主体性を育む保育、いわゆる自ら考え行動できる子どもを育てる保育を目指している。さらに子どもの発達を踏まえた保育環境を提供するために、年齢別保育を組み合わせた公開保育を行なっていきたい。特に乳児保育では、発達の土台となる感覚を刺激する遊びや粗大運動を多く経験できるように環境を整え、子どもの

育ちを丁寧にサポートできる質の高い保育を目指す。

- イ 厚生労働省より平成 29 年(2017)4 月に通知があり、30 年度(2018)より県主催で実施されている「保育士等キャリアアップ研修」には、本年度も保育現場におけるリーダー的職員が参加し、専門性の向上を図るための研修機会を充実させる。
- ウ 平成 27 年度(2015)より県主催で実施されている「放課後児童支援員県認定資格研修」には、当法人が実施している児童クラブ 10 施設の児童支援員約 40 名がこれまでに資格を取得している。業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と実践する際の基本的な考え方や心得を認識するため、引き続き研修機会を充実させる。
- エ 人権・虐待・ハラスメント等に関する様々な研修会、講演会等に積極的に参加し、正しい知識を身につけるとともに各自が意識向上や適切な支援内容の向上を目指す。
- オ 各園で実施している自己評価については、法人で書式を統一し、全職員で共通理解を持って取り組んでいく。評価の結果を踏まえ、課題を見出し、保育内容の改善を図ることによって、保育の質の向上につなげる。
- カ 最近の児童をめぐる様々な問題を洞察し、的確な判断や行動ができる福祉従事者となるよう、幅広い分野の外部研修（オンライン研修を含む）等にも積極的に参加し、資質向上に努める。

3 高齢者福祉事業の運営について

団塊世代が後期高齢者の年齢に達し、国民の 4 人に 1 人が 75 歳以上となる 2025 年問題に間もなく直面する。地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中で、高齢者介護・福祉のあり方が大きな課題となっている。

日本の社会保障制度は、疾病や介護、子育てといった人生の課題を想定し公的補償を拡充してきた。その結果、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、専門的な支援が提供されるようになった。一方で、個人が抱える生きづらさや、リスクが複雑化・複合化したことで、従来の仕組みでは対応しきれないケースが発生している。

かつては地域や家族の繋がりの中で対応していた社会的孤立や身近な生活課題が、人口減少や血縁・地縁関係の脆弱化により解決できなくなってきた。公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間を埋めるため、誰もが支え合う地域を創ることをコンセプトとして「地域共生社会」の実現が掲げられている。

高齢者施設では「地域包括ケアシステム」の一翼を担う事業所の職員として、広い視野をもった人材を育成するとともに、長年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者が敬愛され、健康で安心した生活を送ることができるよう、以下の指針のとおり温かみのある介護を実践していきたい。

- ① 人間としての尊厳を大切に
- ② やさしく、あたたかく、親切的な介護

- ③ 安心、安全、快適な介護
- ④ 福祉文化の創造
- ⑤ 地域に開き、地域と共に

(1) 感染症(新型コロナウイルス)について

職員と利用者が密に接する場面が多い介護現場では、大規模クラスターの発生リスクが高いため、徹底した感染症対策を継続する。

新型コロナウイルス施設内感染の経験を活かし、必要な介護サービスを中断することなく提供できるよう、BCP(事業継続計画)の充実に努める。

(2) リスクマネジメントについて

介護施設では転倒、転落、誤嚥、誤薬、交通事故、離設事故(施設外徘徊)等、様々な事故が想定される。全て利用者の生命に関わる事故であるが、知識と経験及び徹底した管理によりリスクを軽減することは可能である。ヒヤリ・ハット、事故事例の原因を調査研究し、再発防止に取り組むことで、さらなる施設の安全管理を徹底する。

(3) 福祉教育とボランティアとの連携について

各種学校との連携を図り、介護実習(オンライン交流授業)や体験学習希望者を積極的に受け入れ、福祉教育の推進に協力するとともに、将来の職員採用に繋げていけるように努める。利用者の日々の生活に活力と潤いをもたらすよう、ボランティアによるクラブや外出活動、地域交流行事に参加したい。

(4) 虐待防止委員会及び身体拘束廃止委員会について

高齢者虐待防止法で定義されている身体拘束を含む身体的虐待や心理的虐待の報告件数は、全国的に増加傾向にある。虐待防止委員会を中心として、虐待が発生する原因や状況調査、事案が発生した場合の迅速な報告体制の整備等を確認し、外部に開かれた施設を目指す。

(5) 食事と栄養管理について

利用者の日々の楽しみである食事は、味・栄養・形状だけではなく、地産地消を心掛け、行事食やおやつを通して季節を感じてもらえるように一層の工夫を重ねる。

計画的な栄養ケアマネジメントを行ない、健康状態や咀嚼・嚥下機能、嗜好を考慮し、個々のニーズに合った食事を提供することで、生活の質の向上をサポートしたい。

(6) 防災・防犯について

豪雨災害や地震、侵入者による放火・強盗事件等を教訓として、関係機関や地域住民との連携を含めた実践的な防災・防犯訓練及び防災教育を実施し、非常時の事業継続体制を充実させる。

(7) 職員の健康管理について

労働安全衛生法に定められている安全衛生教育、健康診断及びストレスチェックの実施等、産業医と連携を取りながら安全衛生管理体制を確立する。

介護職の職業病の一つといわれるメンタル不調を予防するため、チームワークの向上とハラスメント対策を強化する。

————— 盲養護老人ホーム梨ノ木園 —————

高齢視覚障害者の生活拠点としての役割を担うため、職員一人ひとりが専門的支援技術を習得する。また、福祉関係機関をはじめとする多くの方々に視覚障害者施設の特徴を発信し、施設の存在意義を確立していきたい。

(1) 丁寧な言葉遣いの徹底

利用者及び職員等、誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とし、適切な接遇態度で業務に取り組む。

(2) 利用者のニーズに沿った個別支援の充実

多様化する利用者ニーズに応じた支援を検討し、専門性に配慮した柔軟な個別支援を行なっていく。また、地域の社会資源も活用できるよう利用者への情報提供を行なっていく。

(3) 地域における在宅福祉の充実

生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)を活用しながら、生活困窮者、精神疾患等様々な背景を抱えた視覚障害者の在宅福祉の支援に努める。

(4) 業務改善への取り組み

現状のシステムを有効的に継続使用するために成果を評価し、問題点の改善を行なうとともに、さらに必要なICT機器の導入について検討を進める。

(5) 体制整備の検討

被措置者数は年々減少し、経営状況を逼迫させている。盲養護老人ホーム本来の役割を基本として、特定施設入居者生活介護事業所の要介護者へのサービス提供に努めるとともに、運営規模や運営形態を再考する。

————— 特別養護老人ホーム第二梨ノ木園 —————

利用者とその家族、職員から選ばれる施設であるためには、何が必要かを常に探求し、チーム全体で時代の変化に対応できる施設づくりを目指す。本年は特に、口腔管理体制を整備し、利用者の健康管理の強化を目指す。

利用者が家族とともに、その人らしい生き方を最期までできるよう、職員が一丸となりあきらめない支援を実践する。そして、感染症蔓延防止策を講じながら安定した施設運営を目指す。

(1) 個人目標を達成するため、一人ひとりが可能性を追求する

可能性の追求は専門職最大の技能であることから、できない理由を探すのではなくどうすれば実現できるのかを考え、可能性を信じてチーム全体で業務に取り組む。

(2) 専門職として自覚を持って行動する

対人援助に関わる職員、利用者等誰に対しても丁寧な言葉遣いを基本とし、行き届いた説明と適切な接遇態度で業務を行なう。

(3) 常に業務改善を心掛ける

利用者の状態も常に変化していることから、固定概念を捨て変化に応じた業務改善を実施していく。実施後は、その効果を評価し、後々の業務に活かしていく。

(4) 自ら学ぶ姿勢を身につける

職員は、各種委員会・検討チームに所属し、自ら学ぶ姿勢を持つ。法令順守はもとより、日々変化する感染症対策や、新しい知識・技術を身につける事でチーム全体のスキルアップを図る。

————— 老人デイサービスセンターなしのき —————

利用者及び家族のニーズを的確に捉え、利用者の立場に立った援助を実践する。また、心身機能の維持や社会的孤立の解消を図るとともに、地域から必要とされるデイサービスセンターを目指し、利用者の確保に努める。

- (1) 毎月発行する施設広報紙「かざぐるま」の発行を通して、当センターの情報や事業内容を地域の皆様にお知らせし、関心を持っていただけるように努める。
- (2) 利用者の心身状態を把握し、身体機能の維持・向上を目的とした通所介護計画書（予防通所介護計画書）を作成し、ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努める。
- (3) 認知症高齢者や中・重度の要介護者を積極的に受け入れ、利用者一人ひとりの特性に合わせたサービスを提供することで、生活意欲を高め日々の活動の参加につながるよう支援していく。また、利用者それぞれの生き方、暮らし方を応援する。
- (4) 四季折々の季節や行事を味わえるよう食事を工夫し、利用者が食に喜びを感じられるよう個々の利用者に合った食事(特別メニュー・カロリー・形状)を提供する。
- (5) 全職員が社会福祉の担い手として、利用者を第一に考え、信頼関係を濃密に保ち、安心していただける関係づくりに努める。
- (6) 利用者の在宅生活を継続できるように、ケアマネジャーとの連携を図り、家族支援の一層の工夫と取り組みに努める。

————— 在宅介護支援センターなしのき —————

要介護状態になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域や居宅において、利用者が望む自立した生活を営むことができるよう支援する。また、利用者の状態等に応じた適切なサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、居宅サービス計画の作成を行なう。本年度は、さらなる高齢化により増加するニーズに対応するため、介護支援専門員を1名増員する。

- (1) 介護サービス提供のプロセスにおいては、関係機関との連携の下、随時調整や担当者会議を開催することで、適切なサービスの提供が維持できるように、継続したケアマネジメント及び給付管理を行なう。
- (2) 介護予防においては、地域包括支援センターとの連携により、利用者が自分らしく自立した生活が継続できるよう介護予防サービス支援計画票を作成し、要介護状態にならないよう予防に努める。
- (3) 民生委員や地域住民、ボランティア等のインフォーマルサービスを有効活用するため、地域福祉コーディネーターと連携し、近隣や地域と積極的に関わっていく。また、事例検討会等に参加し、現状や問題点を把握することで地域福祉の向上に貢献したい。
- (4) 緊急時における対応を円滑に行なえるよう感染症や災害等の業務継続計画の運用及び独居高齢者の急変時における対応を想定した居宅介護支援を行なう。
- (5) 地域住民のさらなる新規相談ニーズへの対応や相談援助の質を高めるため、ICTの活用を検討し、業務効率化や相談受け入れ体制の整備を図る。

4 障害者福祉事業の運営について

————— 身体障害者支援施設梨丘園(りきゅうえん) —————

障害者支援施設は障害のある方々の日常生活全般を支援する専門機能を有した施設として利用者ニーズは高い。また、緊急時の受け入れ等、地域生活支援における重要な役割を担っている。

「自宅にいるような安らぎと、その人らしい生活」を基本姿勢とし、利用者の暮らしを大切に、充実した日々を送る事が出来るように支援する。また、利用者の重度化・高齢化が進んでおり、理学療法士等の訓練を得ながら一人ひとりの身体機能の維持向上を図り、個々に対応したきめ細やかなサービスの提供に努める事を目標とする。

(1) 支援の充実と業務の効率化について

正しい接遇マナーを身につける事で、より質の高いサービスを提供する。システムを有効利用し、職員自ら業務改善に意欲をもって向き合う。また一人ひとりがチームの一員として、責任をもって課題解決に取り組む。

(2) 施設の環境整備について

個別支援の充実と心身の安定のため、個浴とリラクゼーションルームの改修を進めたい。開設20年が経過し、修繕が必要な設備機器が見受けられるため、迅速に改善し快適な環境の整備に努める。

(3) 利用者の高齢化及び重度化への対応について

移動や移乗時の転倒や怪我予防のため、体力や機能維持の方法、リハビリテーションを利用者とともに学び実践する。また、コミュニケーションの機会を増やし、メリハリのある生活を提供し意欲向上に繋げる。

(4) 感染症対策について

日頃から利用者や職員の健康状態の把握と体調の変化に留意し、感染症予防に取り組む。また、感染症発生を想定したシミュレーションを繰り返し実施することで、業務継続が円滑に遂行できるよう体制を構築する。

(5) 防災と防犯について

併施設設と協力し、サービスの提供を継続的に実施するための計画策定や、定期的な研修・訓練を実施することで、利用者が安心して生活を送れるように努める。

(6) 地域生活支援について

短期入所を活用し、緊急時の迅速な支援を提供することで、地域にお住まいの障害者やその家族が安心できる生活環境を保持する。

————— 相談支援事業所すきっぷ —————

地域の障害児・者福祉に関する諸課題について、本人やその家族及び地域からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行なう。

- (1) 本人及び家族の希望や目標、心身の状況や生活環境を踏まえ、障害福祉サービスや地域の社会資源を活用して、本人の目指す生活が実現できるようサービス等利用計画を作成する。
- (2) 利用計画作成後は、サービス提供事業所との連絡調整や情報共有を行なうとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施して、本人が理想とする生活の実現に向けて課題が解消されているか、新たなニーズが発生していないか等を確認し、状況に合わせて利用計画の見直しを行なう。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、地域の障害児・者福祉の窓口として、身近で開かれた相談支援事業所を目指すとともに、地域の課題やニーズの発掘、障害理解の啓発を行ない、伊賀市障がい者地域自立支援協議会等の事業への積極的参加や、昨年スタートした協働体制をさらに充実させ、地域福祉の向上に努める。

5 上野点字図書館の運営について

令和元年(2019)に成立した読書バリアフリー法により、国による読書バリアフリー基本計画が策定され、全国の自治体では地域性を活かした独自の計画が進められている。視覚障害や学習障害（読み書き障害）をはじめさまざまな立場の人たちが本を読みやすくなる環境づくりに努め、「すべての人に読書の楽しみを」届けられるよう取り組む。

(1) 本年度重点目標

ア 点字図書館サービスの周知

提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に理解・周知されるよう努め、新たな利用者の獲得を図る。

イ 学校図書館との連携

教育現場におけるデージー図書（視覚障害者や活字の印刷物を読むことが困難な人々のための電子書籍）の普及・啓発を行なうことにより、読みに困難を抱える児童の読書活動の推進に努める。

(2) サービス業務

ア 図書の貸出

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）や Web 図書館システム（資料検索・貸出・利用者管理業務等をオンラインで行なうシステム）を活用し、点字・録音図書及び雑誌の貸出を迅速かつ丁寧に行なう。録音図書については利用者の利便性を考え、SD カードによる貸出を導入する。

イ 図書情報の発信

利用者の読みたい図書の選択肢が広がり、さらに利用が促進するよう、定期的に新刊図書の情報を発信する。

ウ 調査相談（レファレンス）サービス

情報収集を継続的に行ない、利用者からの相談や、一般市民、ボランティアからの問い合わせに適切に対応する。

エ プライベートサービス

資料の点訳や音訳、点字印刷や CD コピー等、利用者の希望に応じて行なう。

(3) 製作業務

ア 点字資料の製作

利用者の求める点訳資料を迅速に提供できるよう蔵書製作過程を見直し、安定した体制を整える。

イ 録音資料の製作

パソコン操作による蔵書製作技術を広めることにより、正確で聞き取りやすい録音資料を迅速に提供する。

ウ ボランティアの育成

新規受講者を募り音訳ボランティア養成講習会を開催することにより、蔵書製作に協力するボランティアを養成する。活動中の点訳・音訳ボランティアには、技術向上のための研修会を定期的実施する。

(4) 相談支援業務

ア 点字の触読技術習得を目指す中途視覚障害者の希望に応じて触読訓練を実施する。

イ 体験・貸出用の録音図書再生機等を活用し、希望者へ機器の操作説明等を行なう。

ウ 利用者の意向や希望に沿った関係機関・団体につながるような的確な情報を提供する。

(5) 啓発業務

ア 点字図書館資料の紹介

公共図書館等を会場に点字図書館資料の展示を行ない、当館業務の周知を図る。

イ 福祉体験学習の受け入れ

小学校での点字教室や聞き取り学習への職員派遣要請があれば適宜対応する。

ウ 点字名刺の製作

名刺への点字加工を行なうことにより、点字が広く社会に普及するよう努める。

(6) 受託業務

ア 市の委託を受けて、点字奉仕員等養成事業、及び点字広報・声の広報等発行事業に取り組む。

イ 三重県及び県内各市町の選挙管理委員会から点字投票に係る業務の依頼を受けた場合は積極的に協力する。

ウ 官公庁や各種団体から資料の点訳・音訳業務の依頼があれば随時対応する。

(7) その他

ア 職員の専門的知識・技能の習得

全国視覚障害者情報提供施設協会、中部ブロック点字図書館等連絡協議会等が主催する研修会に職員を派遣し、技術の研鑽及び情報の収集に努める。

イ 関係機関・団体との連携

行政、ボランティア団体、障害者団体、法人内各施設等との連携・協力を深め、事業の効果的な推進に努める。

6 伊賀市盲人ホームの運営について

盲人ホームの目的は、三療師(はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師)資格を有する視覚障害者に、自身での開業又は就業までの期間において施設の利用を認めるとともに、施療技術の向上を支援し、利用者の自立を図ることである。

当ホームが伊賀地域において、昭和35年(1960)から60余年の長期にわたり三療を目指す視覚障害者の就業研修に対する要望を受け入れる施設として機能してきたことは、視覚障害者福祉政策の一環として大きな意味を持つものといえる。しかし、現在においては、他の施療業者との競争が年々激しい状況もあることから、盲人ホームとしてこれまで担ってきた機能は堅持しつつ、今後新たな事業展開も目指していかなければならない。

(1) 利用患者の増加

盲人ホームは運営上の制限があるため、利用患者の増加を図ることには難しい課題もあるが、サービス内容を再検討し、より多くの皆様に施設の存在を理解してもらえよう周知を図る。

(2) 公益的活動

当ホームでは、三療への正しい知識の普及と施設の広報を目的に、地域の皆様に対して健康体操教室を実施している。鍼灸師の指導のもと、主に地域の高齢者を受講対

象としたもので、「手軽にできる運動」や「健康情報の提供」等を通して、より多くの方々に日々の健康管理について認識を深めていただくものとして好評を得て開催している。しかしながら、コロナ禍の影響で本講座も休講を余儀なくされている。今後は、コロナウイルス感染予防対策の効果を見据えながら、出来る限り早期の開講を目指したい。

(3) 視覚障害者に対する活動

設立以来、市内在住の視覚障害者が主体的に自立意欲を持てるよう諸事業の援助を行ない、地域の視覚障害者福祉会の活動拠点としての役割を果たしてきた。今後も継続して活動を実施できるよう、施設の維持管理に努める。

7 かしの木ひろばの運営について

開園から 29 年が経過し、引き続き通所・訪問事業を有機的に連携させ、障害の種別ごとの特性や、重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援を提供する。併せて、在宅障害者が地域社会において他の人々と共存することを妨げられず自分らしく、自立した生活ができ、生活の質の向上と社会参加の機会が得られるような支援に努める。また、福祉制度や分野ごとの関係を越えて地域での支え合いを目指し、各種事業を推進していく。

今後も障害者の介護保険への移行や家族の高齢化によって施設入所等のニーズの変化も考えられる状況で、利用者確保が重要な課題となってくると予想される。重度の方でも入浴できる環境と、個別のニーズに応えた社会参加の機会を提供できることをセールスポイントとして、特別支援学校や指定特定相談支援事業所等への働きかけや、広報活動を積極的に行ない施設の認知度や機能の充実を高めていきたい。

(1) 生活介護事業

ア 利用者の個々のニーズに応えた個別支援計画を作成し、快適な在宅生活を継続できるよう利用者・家族の声に真摯に向き合い、関係機関とも連携をもち各種介護サービスを提供する。

イ 障害特性や難病に合わせた相談助言・医療的ケアを提供する。

ウ 日常生活において必要な入浴サービス等の身体介護サービスと身体機能及び生活能力の維持・向上も目指した援助を中心に行なう。併せて創作活動及び生産活動等の生きがいとなるような場を提供する。

エ 感染症防止のため、引き続き、各種の感染防止策を継続・更新していく。

(2) 居宅介護・訪問介護事業

ア 利用者と家族の望まれる支援ができるように、希望に沿った居宅介護計画を作成する。併せて統一した支援を提供するとともに、在宅生活の継続や社会参加への支援に取り組む。

イ 相談支援専門員、介護支援専門員や各種関係機関と連携、調整を密に行ない、利用

者の思いに寄り添った支援を提供する。

ウ 感染症予防や非常災害時の対策を講じ、安心安全な支援を行なう。

エ 今年度より登録ヘルパーの雇用体制を整え、支援の拡大や、利用枠の確保により、これまで以上に行き届いたサービスを提供する。

(3) 地域活動支援センター事業及び総合事業

ア 移動支援事業では福祉有償運送を組み入れながら、感染症予防に努め、利用者の希望に沿った外出支援や余暇活動支援を行なう。

イ 日中一時支援として、中高生の放課後や長期休暇時の利用を受け入れる。

ウ 総合事業として要支援認定者や家族の思いに寄り添った支援を提供する。

(4) 地域援助事業

ア 地域に在住する障害者の方々とのレクリエーション参加や、地域いきいきサロンの場を提供する。

イ 福祉教育や地域との交流を促進するため、施設見学や施設実習(岡波看護専門学校・伊賀白鳳高等学校等)に協力し地域福祉の向上に努める。

8. 梨ノ木診療所の運営について

当診療所は、隣接する高齢者施設、障害者施設と効果的・効率的な医療提供体制を一層深め、利用者の健康管理に万全を期したい。さらに、地域医療への貢献ため、健康診断の実施や入手可能なワクチンの接種情報を積極的に発信することで、地域に暮らす方々の健康づくりを引き続き推進していく。長田地区住民自治協議会と共催する「なしのき健康講座」の継続と充実に努め、地域住民が住み慣れた家で明るく元気に生活できるよう健康管理意識の向上に寄与したい。